

最高裁秘書第2606号

令和元年5月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2285号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年6月6日付け最高裁判所事務総局民事局参事官事務連絡「立会人及び執行補助者の適正な利用について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(組ろー05)

平成28年6月6日

地方裁判所民事首席書記官 殿

最高裁判所事務総局民事局参事官 遠藤康浩

立会人及び執行補助者の適正な利用について（事務連絡）

執行官における立会人及び執行補助者の適正な利用については、平成25年度の執行官関係協議会の協議事項の一つとされ、同協議会において、下記のとおり、適正な利用に向けた体制整備等が確認されたところです。各庁におかれては、同協議会の結果も踏まえ、立会人及び執行補助者を適正に利用するための名簿の整備や適切な選定を行うための方策が採られていることと存じます。しかし、同協議会から一定期間が経過したことから、改めて、所属の執行官に対し、立会人及び執行補助者の適正な利用について御指導いただくとともに、名簿の登載人数や登載されている候補者の利用状況、名簿からの選定方法等について点検するなど、立会人及び執行補助者の利用の更なる適正化を図っていただけますようお願いいたします。

記

1 立会人について

立会人（民事執行法7条）は、執行官の適正な執行を担保するために必要とされるものであることから、公平中立な立場の人材を確保する必要があるところ、そのような立会人候補者を確保するためには、あらかじめ立会人候補者名簿を整備し、その中から立会人を選定できる体制を整えることが望ましいと考えられます。また、候補者を適切に選定できる名簿としておくため、名簿の登載人数や登載されている候補者の利用状況について定期的に点検して、必要な見直しを行うとともに、支部において本庁の名簿を利用している場合には、登載人数や候補者

の住居等の要素を考慮しつつ、支部における利用についても支障が生じないよう名簿の拡充を図っていく必要があります。

他方、名簿から立会人を選定するに当たっては、担当区域等の要素を考慮しつつも、特定の執行官が特定の立会人候補者を恒常に利用するなど、公平中立性を疑われるこのないよう、名簿から順番に選定していくことが望ましいところであり、執行官室において、合理的な選定方法についての取扱いを統一しておく必要があります。

なお、緊急に立会人が必要となり、名簿からの選定が困難な事態が生じた場合などにおいても、執行補助者や債権者の関係者を安易に利用することは避け、証人としての適性に問題がないかを十分に吟味して立会人を選定する必要があり、日頃からそのような場合の選定方法等について執行官室で情報交換しておくことが有益と考えられます。

2 執行補助者について

執行補助者（執行官規則12条）は、執行官の事務を適正かつ円滑に実施するために使用されるのですが、高額な費用を要する場合もあり、その必要性や役割について事件関係者の十分な理解を得た上で、適切な者を選定する必要があります。執行補助者については、立会人と異なり、債権者の推薦する業者を用いる場合もありますが、執行補助者とした場合には、執行官がその監督責任を負うことから、作業等を適切に行える能力が求められ、費用についても相応なものである必要があります。

また、執行補助者の選定の方法が不透明であったり、特定の業者に利用が偏ったりしている場合には、公正さを疑われたり、何らかの利権が発生しているのではないかとの指摘を招きかねません。特定の業者に偏らない選定を行うためには、適性のある業者が一定数登載された名簿を整備しておく必要が考えられるところであり、業者の開拓を含め、名簿の登載内容の定期的な点検や見直しが必要であることは立会人と同様です。